

## 東日本大震災と法令・法制度について

－ 弁護士会の支援活動を介して －

弁護士 山谷澄雄

### 1 弁護士会

弁護士会では、平成15年5月以降、大震災の支援活動を目的として組織化をはかり、支援活動の準備を進めてきた。東日本大震災の発生を受けて、本年3月11日以降、相談活動や各種提言及び研修会の活動等、支援活動を開始した。

仙台弁護士会の電話相談件数は累計9323件（10月7日現在）、出張相談は累計8190件（12月27日現在）、震災ADRの申立累計は396件（平成24年3月30日現在）である。相談は、不動産賃貸借（借家）、震災関連支援法、工作物責任・相隣関係の順に多く、他方、震災ADRの申立ては不動産賃貸借（借家）が約4割をしめる。

### 2 災害関連法

- (1) 防災・復旧関係で**災害対策基本法**がある。東日本大震災後に復興を目的とする**東日本大震災復興基本法**が本年6月に制定された。復興の基本法の制定が望まれる。
- (2) **災害弔慰金法**によれば、生計維持者が死亡した場合500万円、その他の方が死亡した場合250万円が、配偶者・子・父母・祖父母などの受給遺族に支給される。本年7月に法律改正により一定の要件のもとで兄弟姉妹が受給遺族とされた。本年8月の法律改正で、弔慰金・生活再建支援金・義捐金が差押禁止財産とされた。なお「震災関連死」の解決が懸案となっている。<sup>\*1</sup>
- (3) **災害救助法**23条の関連で、大震災直後から被災地では、仮設の建設業者を中心にして（単価が少ない等）運用に異論が続出した。これはいわゆる「一般基準」に基づく運用が基本とされたからであるが、その後、「特別基準」に基づく場合には柔軟に対応できることが次第に浸透した。また、津波被害の被災者を中心に「現金支給の必要」が指摘され、避難所におけるプライバシーの問題、借上仮設に被災者に対する行政サービスの問題、避難所・仮設住宅における被災者のコミュニティの問題、高齢者・障害者に対する手当ての必要が指摘されている。
- (4) **被災者生活再建支援法**によれば、基礎支援金として、全壊・解体・長期避難の場合100万円、大規模半壊の場合50万円が支給され、加算支援金として、建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円が支給される。事業者に対する支給が対象外とされていること、新築や改築のためには支給額が不十分なこと、復興計画が確定しない等の理由で新築するか賃借するか決めかねている者が多数いること。

- (5) **義捐金**については、人的物的対応が不十分で支給が遅れた。親族間の「配分」をめぐるトラブルや、事業者が事業を再開するには金額が不十分との指摘が可能。
- (6) **罹災都市借地借家臨時処理法**は、優先借地権等の制度を用意しているが、制度自体の問題に加えて、東日本大震災の被災地に適用する必要が認められないことから、弁護士会の働きかけもあり、今般の大震災には適用されないことになった。

### 3 震災後に懸案となった災害関連の個別課題

- (1) 本年7月に「**私的整理ガイドライン**」が公表され、8月22日から運用が開始された。適用要件が窮屈であるなど使い勝手が悪いこともあり、工夫が必要である。<sup>\*2</sup>

事業者の既存ローンについては、産業復興機構の支援と、**東日本大震災事業者再生支援機構**による債権買取と減免手続きの手法での支援が検討されている。
- (2) **福島第一原子力発電所事故**をめぐる問題 原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介の運用が本年9月から開始した。自主避難者に対する賠償問題など懸案がある。
- (3) 相続等の問題 本年6月に**特例法**が制定され申述期間が本年11月30日まで延長された。また**死亡認定**の制度運用が現実化している。本年9月7日現在、震災孤児が236名、**震災遺児**が1295名報告されている。未成年後見や親族里親制度（宮城県で53組）の制度が円滑に利用されるよう、弁護士会としても関心を持っている。
- (4) 復興計画等 **防災集団移転促進事業**が関心をもたれており、仙台市の中間案で浸水区域の復興計画に取り入れられている。問題は、事業費の財源の問題であり、被災者の資金の問題（移転先の建物の建築費や敷地購入費の問題）である。移転先の借地も選択肢として検討する必要がある。弁護士会としても被災者の意見を復興計画に反映させる活動を進めている。なお仙台市内丘陵地の**宅地被災**について、具体的な復興計画が望まれる。<sup>\*3</sup>

<sup>\*1</sup> 平成24年3月15日現在、宮城県内で619人の関連死が認定されている。

<sup>\*2</sup> 平成23年10月以降、資力要件が緩和され、また、自由財産が500万円まで拡張されるなど、運用改善がなされている。宮城支部の相談受付件数は、平成24年4月13日現在、614件に達している。

<sup>\*3</sup> 平成23年12月以降、仙台市内丘陵地の宅地被災者対象の説明会にて、具体的な復興計画が示されている。なお、地盤改良費やジャッキアップ費の課題が残されている。